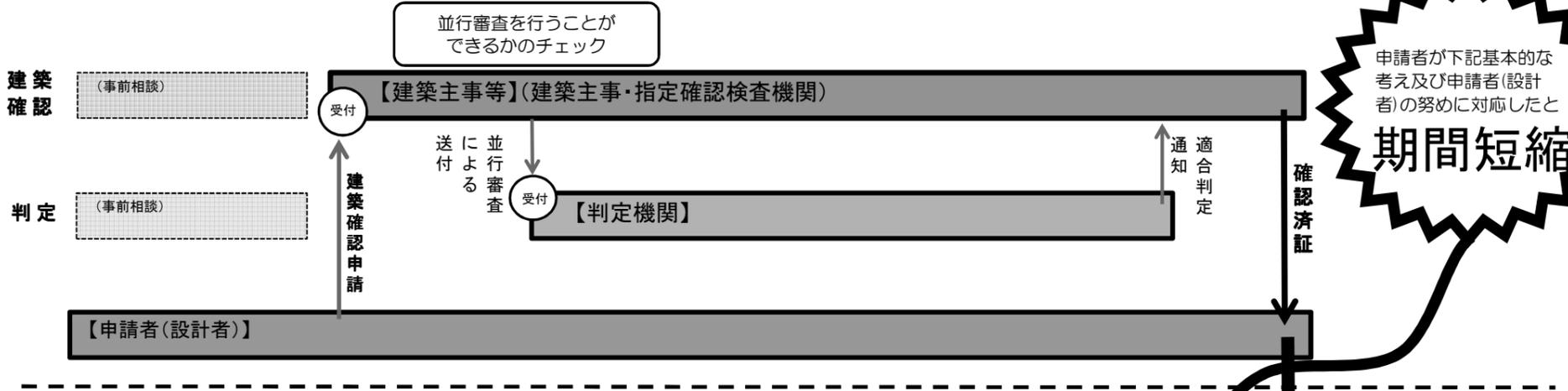


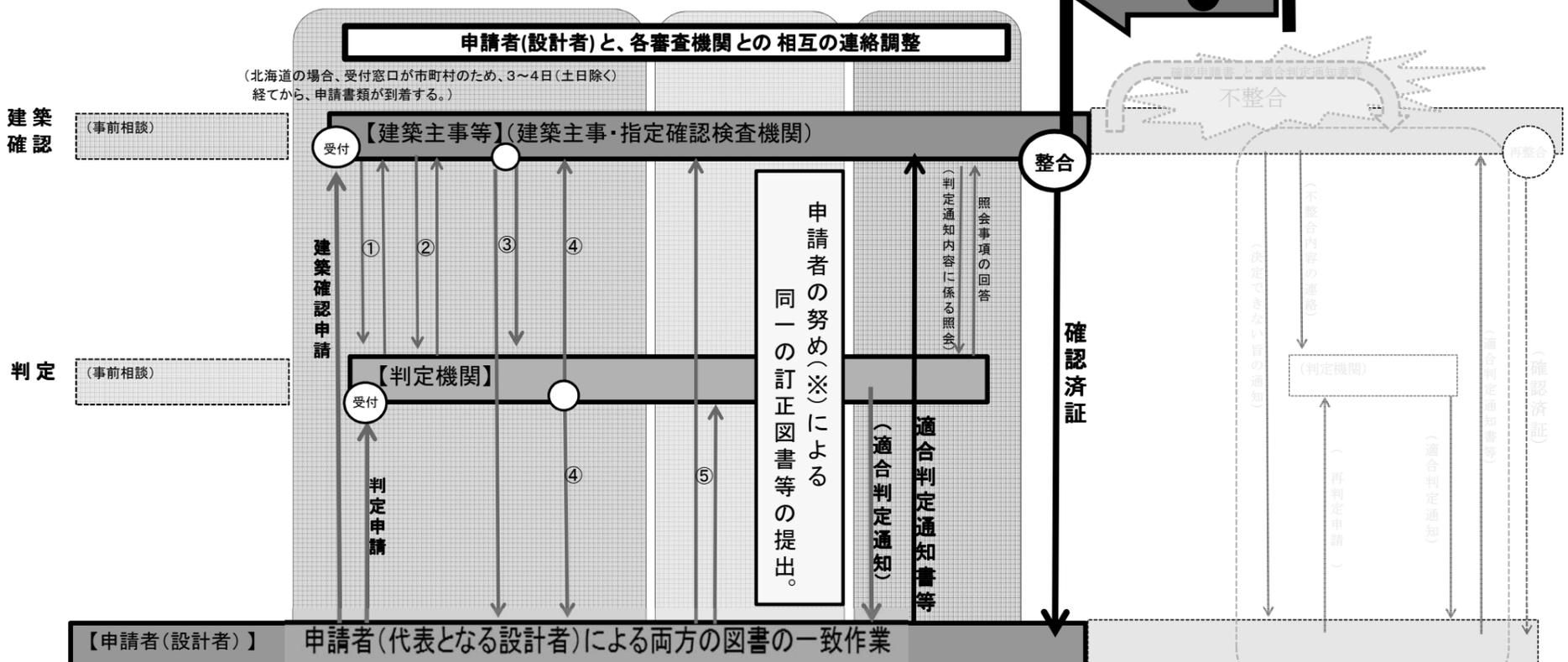
道内における構造計算適合性判定を要する物件にかかるフロー

注) このフローはあくまで標準的なものです。

【従前の並行審査】



【法改正後の並行審査】



十分に整合をチェックしたものを、双方に提出する。

指摘を受けたとき、確認申請書と判定申請書の両方の意匠図・構造図・構造計算書を一致させる。

	(事前相談)	受付	審査
建築主事等	<ul style="list-style-type: none"> 判定申請の提出状況を確認する。 提出済の場合は、その判定機関に事前相談の状況を連絡するよう、申請者に指導する。 判定機関の事前相談の際は、建築確認に係る事前相談の内容を反映したもので相談するよう申請者に指導する。 	<ol style="list-style-type: none"> 判定申請書の提出・審査状況を確認する。 留意事項通知または情報提供を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 「指摘事項」を申請者に通知する。同時に、判定機関へ指摘事項通知または情報提供を行う。 建築主事等および判定機関からの指摘について、申請者から「指摘事項の回答(審査機関との協議が整ったもの)」を受け、審査する。

	(事前相談)	受付	審査
判定機関	<ul style="list-style-type: none"> 確認申請の提出状況を確認する。 判定に係る事前相談の内容を、建築主事等に連絡するよう申請者に指導する。 	<ol style="list-style-type: none"> 確認申請書の提出・審査状況を確認する。 留意事項通知または情報提供を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 「指摘事項」を申請者に通知する。建築主事等に、指摘事項通知または情報提供を行う。 建築主事等および判定機関からの指摘について、申請者から「指摘事項の回答(審査機関との協議が整ったもの)」を受け、審査する。 (ただし、申請者からの送付は判定申請書にかかるもの)

基本的な考え

申請者(設計者)は、建築主事等および判定機関の双方に申請する意匠図・構造図・構造計算書は、十分に整合をチェックしたものを提出する。そうでない場合は、審査期間の長期化や、確認済証が交付できない事態になる。

申請者(設計者)の努め

申請者(代表となる設計者)は、建築確認および判定の申請にあたり、再判定または確認済証が交付できない事態にならないよう、意匠図・構造図・構造計算書の整合を十分に確認する。

※ 申請者(代表となる設計者)は、建築確認と判定の両方の指摘に対応し、指摘を受けたときは、確認申請書と判定申請書に不整合が生じないように、両方の図書が一致するように、訂正・修正等を行った図書をすみやかに建築主事等および判定機関に提出する。